

第4回 「国境離島の保全、管理及び振興のあり方に関する有識者懇談会」

議事概要

【日 時】 平成25年6月12日（水）15:00～16:50

【場 所】 中央合同庁舎4号館1214特別会議室

【出席者】 奥脇座長、秋山委員、磯部委員、木場委員、久保委員、志方委員、渡邊委員
山本海洋政策担当大臣

○概要

冒頭、山本海洋政策担当大臣からあいさつ。その後、資料について事務局から説明を行い、質疑応答及び自由討議が行われた。

○委員からの主な意見等（「・」は委員からの意見等、「→」は大臣及び事務局から回答）

- ・自民党から提出された離島に関する2法案と、今回の中間提言の内容の違いは何なのか。
→自民党から提出された法案における無人国境離島は、基線を有する島とされており、ほぼすべての島が対象となる。また、特定国境離島としては、特定の島が想定されている。一方、今回の中間提言案では、対象を領海外縁を根拠付ける離島に絞っている。
- ・対象を無人離島に絞る理由は何なのか。有人国境離島の振興は今回の議論の対象外としても、保全・管理の点で有人と無人で分けるのはおかしいのではないか。
→有人離島については、離島振興法という枠組みがあり、一定の対策が講じられているのに対し、無人離島については、これまであまり議論されてこなかった点が念頭にある。離島振興法の附則においても、国境離島の保全も含め、その対応について検討を進めることとなっており、有人離島については、その枠組みで検討いただきたいと考えている。
- ・有人も無人も、国境離島の機能としては同じものであるが、有人国境離島については、とりあえず人の目があるため、まず出発点は無人国境離島を対象とする。ただ、保全・管理の方法はそれぞれの離島の状況によって変わるものであり、どこが対象になるかということも今後の議論の中で決まっていく。周辺海域の保全等の観点から、国境離島にどんな役割があるかを決めることが当懇談会の将来的な目標である。
- ・対象離島の部分に離島振興法が記載されているが、同法では、離島をどのように保全・管理するのかという点は規定されていない。ここでは海洋基本法や海洋基本計画を主に記載すべきではないか。
→関連する法令として海洋基本法を除外するわけではないが、今回の議員立法で提出されているような補助率に関する項目などは含まれておらず、国交省等の離島振興施策や、内閣官房の離島保全に関する取組をトータルして、最終的に政府としての取組となると考えている。
- ・安全保障については、P4及びP6に「その他」の項目として記載されているが、無人離島というのは防衛の面で懸念される状態にある。最終提言では、防衛に関する事項を一つ立てて、他の施策とリンクできるようにしてほしい。

→内閣官房は総合調整を行うことが役割だが、海洋本部がどこまで関わるかについては議論が必要。安全保障は防衛省の所管であるが、今回の中間提言は第1弾であり、各施策のリンクという点で、今後も議論があってよいと考える。

- ・例えば、仮に無主の土地だとわかった時にみなし国有地にするような制度を作る、といったことについて、検討の余地があると考え。
- ・無人か有人か、所有者がいるかいないかなど、離島によって様々な状況が考えられ、無主である場合には、御指摘の点についても考えていく必要がある。

- ・安全保障はきちんと項目立てるべきという印象。もう少し意識していることが分かるようなニュアンスを加えるべき。また、土地利用制限や収用について、提言に方向性を示唆した方が説得力が出るのではないかと。

→この提言は政府の方針を決めるものではなく、委員の先生方の問題意識や思いを反映いただければと思う。安全保障の話も、防衛省との調整は必要だが、項目を立てる方向で検討していく。

- ・そもそも何のために離島を保全・管理するのか。EEZ や領海の保全・管理を念頭に置いていると思うが、国境離島も含めた領土・領海の防衛という観点も含め、もう少し議論して、何が目的なのかを書いてほしい。また、土地所有者を把握するとあるが、その後の行為規制や取引規制が必要であり、それについて記載しないといけない。さらに、EEZ 等にある資源やエネルギーの利用、環境保全についても、この提言に入れられないか検討すべき。

- ・国境離島の保全・管理の重要性を国民に知らせ、興味を持ってもらうことが重要。最近の国境離島を巡る状況などもあり、国民への広報として、今がちょうど良いタイミングである旨、記載してほしい。離島の環境に触れあう、という点についても、交通アクセスや観光など、具体的にどのように触れ合うのかという点まで踏み込んで記載すべき。

→「はじめに」ではなく、前文として、なぜ今この提言をまとめなければいけないのかという理念や、領土やレアアースなどの、背景にある事項について記載していくようにする。その上で、何を目的としているのかということも明確にする。観光についても、具体的な例も記載していく。

- ・今の一連のお話の前提として、まず離島をどう位置付けるか、対象を決める必要がある。そのために行うこととして、6. (1) ①に「直ちに実施すべき事項」としてまとめている。いろいろなアイデアがありうることを提示するのはいいことだと思うので、今御意見のあった観点を前文として取り入れた上で、本文を書き直していくということではできないのではないかと。

- ・6. (3) における特に重要な役割を担う離島の保全及び振興については、もう少し内容を膨らませて書いてほしい。また、5. (1) で定義される国境離島について、①領海及びEEZ 等の保全に係る離島だけでなく、②以降の条件に関連する離島も対象となるように記載したほうがよいのでは。

- ・国境離島の保全・管理を政府が行うことは重要。

→中間提言をいただいたあとには、政府がこれに取り組んでいくことを公表していく。懇談会として、例えば、土地収用の件について、法制化すべきか否かということや、関係省庁の連絡協議会を直ちに作るべきといった意見、また法制化すべきであればその内容

といった点についても御提言いただいて問題ない。

- ・ 中国では海島保護法を施行し、無人島はすべて国のものとしたが、今では無人島に住んでくれる人間を探している状態。収用すればよいというわけではないし、すぐに収用に踏み切れるかどうかも明確ではない。収用に対する国民の反応も考慮しなければならないし、収用した後の土地をどう扱うかという点についても議論が必要。

以上